

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2009-146235
(P2009-146235A)

(43) 公開日 平成21年7月2日(2009.7.2)

(51) Int.Cl.		F 1		テーマコード (参考)
G06Q 30/00	(2006.01)	G06F 17/60	3 2 6	
G06Q 10/00	(2006.01)	G06F 17/60	5 0 4	

審査請求 未請求 請求項の数 10 O L (全 15 頁)

(21) 出願番号	特願2007-324100 (P2007-324100)	(71) 出願人	591280485 ソフトバンク株式会社 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(22) 出願日	平成19年12月16日(2007.12.16)	(74) 代理人	100117514 弁理士 佐々木 敦朗
		(72) 発明者	孫 正義 東京都港区麻布台1-4-2

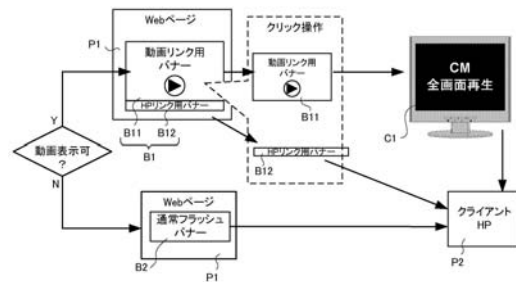
(54) 【発明の名称】 広告システム及び広告方法

(57) 【要約】

【課題】 Webが持つ媒体特性を最大限に生かしたプロモーションを可能とするとともに、インパクトのあるコンテンツ表示により大きな宣伝効果を得る。

【解決手段】 インターネット 5 上に配置されたWebサーバ 2 によって、バナー B 1 1 をWebページ P 1 内に表示させるとともに、Webページ間を遷移するためのリンク情報を記述して配信し、ユーザー端末 1 上で実行されたブラウザソフトによってWebページ P 1 のデータを受信し、ユーザー端末 1 のモニター 1 a に表示させ、ブラウザソフト上でバナー B 1 1 に対するクリック操作がなされると、バナーに関連づけられた広告コンテンツが表示装置の全画面に再生表示され、その後、クリックされたバナーに関連づけられたリンク情報に従って、Webページ間の遷移を行う。

【選択図】 図 2



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

通信ネットワーク上に分散配置されたWebページに掲載されたバナーを利用した広告プロモーションシステムであって、

前記通信ネットワークに接続され、前記Webページのデータを受信して表示装置に表示させるブラウザソフトを備えたユーザー端末と、

前記ユーザー端末上で実行され、前記表示装置の全画面に動画データを再生表示させる動画再生手段と、

少なくとも動画データを含む広告コンテンツを蓄積し、前記通信ネットワークを通じて配信する広告コンテンツサーバと、

前記通信ネットワーク上に配置され、前記バナーを前記Webページ内に表示させるとともに、Webページ間を遷移するためのリンク情報を記述して配信するWebサーバとを備え、

前記ユーザー端末は、該Webページ上に掲載されたバナーがクリックされることにより、前記Webページ間の遷移と、該バナーに関連づけられた前記広告コンテンツの取得と、前記動画再生手段による該広告コンテンツの全画面再生とを処理するスクリプトとを実行する

ことを特徴とする広告システム。

【請求項 2】

前記動画再生手段は、前記広告コンテンツを再生している間、該動画再生手段の動作を制御するユーザーコントロールを非表示とする機能を備えることを特徴とする請求項 1 に記載の広告システム。

【請求項 3】

前記広告コンテンツサーバは、各広告コンテンツについて、いずれのブラウザソフトで何回表示されたかをカウントし記録する再生回数カウント手段を備え、

前記スクリプトの実行に際し、前記ユーザー端末は、配信に係る広告コンテンツのカウントに応じて、該広告コンテンツの再生を規制することを特徴とする請求項 1 に記載の広告システム。

【請求項 4】

前記広告コンテンツサーバは、

同一内容の広告コンテンツについて複数種のファイルサイズのデータを蓄積するコンテンツデータベースと

前記ユーザー端末が接続されている回線速度を測定する速度測定手段と、

前記速度測定手段による測定結果に応じて、前記コンテンツデータベース内の広告コンテンツのサイズを選択するファイルサイズ変更部とを備えることを特徴とする請求項 1 に記載の広告システム。

【請求項 5】

前記Webサーバは、

ユーザー端末における前記動画再生手段の実行の可否を検知する実行環境検出手段と、

前記実行環境検出手段による検出結果に応じて、前記バナーを差し替えるとともに、前記スクリプトにおける前記動画再生手段による全画面再生を禁止することを特徴する請求項 1 に記載の広告システム。

【請求項 6】

通信ネットワーク上に分散配置されたWebページに掲載されたバナーを利用した広告方法であって、

前記通信ネットワーク上に配置されたWebサーバによって、前記バナーを前記Webページ内に表示させるとともに、Webページ間を遷移するためのリンク情報を記述して配信するWeb配信ステップと、

前記通信ネットワークに接続されたユーザー端末上で実行されたブラウザソフトによって、前記Webサーバから前記Webページのデータを受信し、該ユーザー端末の表示装置に表

10

20

30

40

50

示させるWeb表示ステップと、

前記ユーザー端末のブラウザソフト上で、Webページ上に掲載されたバナーに対するクリック操作を受け付ける操作ステップと、

前記少なくとも動画データを含む広告コンテンツが蓄積された広告コンテンツサーバから、前記クリック操作に応じて、前記通信ネットワークを通じ、前記バナーに関連づけられた広告コンテンツを前記ユーザー端末において取得するとともに、前記ユーザー端末上で動画再生手段を実行し、受信した該広告コンテンツに含まれる動画データを前記表示装置の全画面に再生表示させる広告表示ステップと、

クリックされた前記バナーに関連づけられたリンク情報に従って、Webページ間の遷移を行うページ遷移ステップと

を有することを特徴とする広告方法。

【請求項 7】

前記広告表示ステップにおいて前記動画再生手段は、前記広告コンテンツを再生している間、該動画再生手段の動作を制御するユーザーコントロールを非表示とすることを特徴とする請求項 6 に記載の広告方法。

【請求項 8】

前記広告表示ステップにおいて前記広告コンテンツサーバは、再生回数カウント手段によって、各広告コンテンツについて、いずれのブラウザソフトで何回表示されたかをカウントし記録しておき、前記ユーザー端末において、前記動画再生手段の実行に際し、配信に係る広告コンテンツのカウントに応じて、該広告コンテンツの再生を規制することを特徴とする請求項 6 に記載の広告方法。

【請求項 9】

前記広告表示ステップにおいて、

前記広告コンテンツサーバは、同一内容の広告コンテンツについて複数種のファイルサイズデータを蓄積しており、広告コンテンツの配信に際して、前記ユーザー端末が接続されている回線速度を前記速度測定手段により測定し、この測定結果に応じて前記広告コンテンツのサイズを選択して配信し、

前記動画再生手段は、選択されたサイズの広告コンテンツを再生することを特徴とする請求項 6 に記載の広告方法。

【請求項 10】

前記Web配信ステップにおいて前記Webサーバは、実行環境検出手段により、前記ユーザー端末における前記動画再生手段の実行の可否を検知するとともに、前記実行環境検出手段による検出結果に応じて、前記バナーを差し替え、

前記広告表示ステップにおいて前記動画再生手段による全画面再生を禁止することを特徴とする請求項 6 に記載の広告方法。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、インターネット等の通信ネットワーク上に分散配置されたWebページに掲載されたバナーを利用した広告システム及び広告方法に関する。

【背景技術】

【0002】

Webを利用した広告プロモーションとしてバナー広告がある。このバナー広告では、ホームページ上に掲載してある静止画やアニメーションなどからなるバナーをクリックして企業等広告主のホームページや商品等にジャンプするものである。他に、記事情報配信サービスの加入者に文字テキストを送信する電子メール広告、専用のソフトウェアを用いユーザーがWebからダウンロードすると同時に配信されるプッシュ型広告等がある。それぞれ、広告部分をクリックすることによって企業等広告主のホームページにジャンプすることができる（例えば、特許文献 1）。

【0003】

10

20

30

40

50

ところで上記した従来のWeb広告プロモーションは、バナーから企業等広告主のホームページへのジャンプや、別ウィンドウ立ち上げによるポップアップ機能に制限され、あくまでも企業等の広告主サイトに集約し、完結するものであったことから、インタラクティブな媒体特性を持つWebを利用しながらも、その技術的な要素や既存技術の組み合わせに関しても新しい仕組みは取り入れられていなかった。

【0004】

これに対し、数種類の広告、或いはプロモーション作品(WebCM)を、Webならではの動画やインタラクティブ表現を用いて構成し、これをインターネット上の広告コンテンツ(WebCM)サーバに登録しておき、Web上に提示されたバナーをクリックすることにより、そのバナーに対応するWebCMを別ウィンドウで自動再生する広告プロモーション装置が提案されている。

10

【特許文献1】特開2002-297993

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、上述した特許文献1に開示された技術では、単に表示装置上に区画形成されたウィンドウ内に、単に広告コンテンツを表示・再生するものであったため、表示されたコンテンツのインパクトが小さく、宣伝効果が限定的になるという問題があった。

【0006】

本発明は上記事情に鑑みてなされたものであり、Webが持つ媒体特性を最大限に生かしたプロモーションを可能とするとともに、インパクトのあるコンテンツ表示により大きな宣伝効果が期待できる広告システム及び広告方法を提供することをその目的とする。

20

【課題を解決するための手段】

【0007】

上記課題を解決するために、本発明は、通信ネットワーク上に分散配置されたWebページに掲載されたバナーを利用した広告システム及び方法であって、以下の構成をその要旨とする。

(1) 通信ネットワーク上に配置されたWebサーバによって、バナーをWebページ内に表示させるとともに、Webページ間を遷移するためのリンク情報を記述して配信する。

(2) 通信ネットワークに接続されたユーザー端末上で実行されたブラウザソフトによって、WebサーバからWebページのデータを受信し、ユーザー端末の表示装置に表示させる。

30

(3) ユーザー端末のブラウザソフト上で、Webページ上に掲載されたバナーに対するクリック操作を受け付ける。

(4) 少なくとも動画データを含む広告コンテンツが蓄積された広告コンテンツサーバから、クリック操作に応じて、通信ネットワークを通じ、ユーザー端末によりバナーに関連づけられた広告コンテンツを取得するとともに、ユーザー端末上で動画再生手段を実行し、受信した広告コンテンツに含まれる動画データを表示装置の全画面に再生表示させる。

(5) クリックされたバナーに関連づけられたリンク情報に従って、Webページ間の遷移を行う。

【0008】

40

このような本発明によれば、Webが元来有するインタラクティブな機能を活用し、バナーを通じて宣伝広告を行えるとともに、Webページ間の遷移によりユーザーをリンク先に誘導するなど、通信ネットワークが持つ媒体特性を最大限に生かしたプロモーションが可能となる。特に、本発明によれば、Webページ間の遷移に際し、バナーに関連づけられた広告コンテンツの動画データを、ユーザー端末の表示装置の全画面に再生表示させるため、表示されたコンテンツのインパクトを大きくすることができ、宣伝効果を高めることができる。

【0009】

上記発明において、動画再生手段は、広告コンテンツを再生している間、動画再生手段の動作を制御するユーザーコントロールを非表示とすることが好ましい。この場合には、

50

広告コンテンツの再生表示を中止したりスキップしたりするためのユーザーコントロールを非表示とすることにより、広告コンテンツの再生が中止されたりスキップされたりするのを防止することができ、広告コンテンツによるプロモーションを完遂することができる。

【0010】

上記発明において、広告コンテンツサーバは、再生回数カウント手段によって、各広告コンテンツについて、いずれのブラウザソフトで何回表示されたかをカウントし記録しておき、ユーザー端末において、動画再生手段の実行に際し、配信に係る広告コンテンツのカウントに応じて、広告コンテンツの再生を規制することが好ましい。この場合には、各ユーザーに対する広告コンテンツの再生回数を規定することができ、宣伝効果を十分に得ることができるとともに、同一のコンテンツが必要以上に繰り返し再生されることを制限することもできる。

10

【0011】

上記発明において、広告コンテンツサーバは、同一内容の広告コンテンツについて複数種のファイルサイズのデータを蓄積しており、広告コンテンツの配信に際して、ユーザー端末が接続されている回線速度を速度測定手段により測定し、この測定結果に応じて広告コンテンツのサイズを選択して配信し、動画再生手段は、選択されたサイズの広告コンテンツを再生することが好ましい。この場合には、ユーザー端末の通信環境に即したサイズの広告コンテンツを配信することにより、広告コンテンツの再生が滞らないようにすることができ、通信遅延により宣伝効果が低減されるのを回避することができる。

20

【0012】

上記発明において、Webサーバは、実行環境検出手段により、ユーザー端末における動画再生手段の実行の可否を検知するとともに、実行環境検出手段による検出結果に応じて、バナーを差し替え、広告表示ステップにおいて動画再生手段による全画面再生を禁止することが好ましい。この場合には、ユーザー端末側に動画を再生する機能が備えられていないときに、動画の再生処理が実行されるのを防止することができる。特に、バナーが表示される時点で、バナーの表示内容を切り替えることから動画再生に替えて他の広告コンテンツを表示させることができ、動画再生ができない環境のユーザーが、動画が再生されると誤解するのを防止することもできる。

30

【発明の効果】

【0013】

以上述べたように、本発明によれば、インターネット等の通信ネットワーク上に分散配置されたWebページに掲載されたバナーを利用して、Webページが持つ媒体特性を最大限に生かすとともに、CM動画の全画面表示やその他のインタラクティブな演出によって、インパクトのある広告プロモーションにより大きな宣伝効果が期待することができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0014】

(広告システムの全体構成)

以下に添付図面を参照して、本発明に係る広告システムの実施形態を詳細に説明する。図1は、本実施形態に係る広告システムの全体構成を示す概念図である。なお、説明中で用いられる「モジュール」とは、装置や機器等のハードウェア、或いはその機能を持ったソフトウェア、又はこれらの組み合わせなどによって構成され、所定の動作を達成するための機能単位を示す。

40

【0015】

図1に示すように、広告システムは、インターネット5に接続され、ユーザーが使用するユーザー端末1と、インターネット5上においてWebページを配信するWebサーバ2及び4と、動画データを含む広告コンテンツを配信する広告コンテンツサーバ3とを備えている。

【0016】

インターネット5は、通信プロトコルTCP/IPを用いて種々の通信回線(電話回線やISDN

50

回線、ADSL回線などの公衆回線、専用回線、無線通信網)を相互に接続して構築される分散型の通信ネットワークであり、この通信ネットワーク網には、10BASE-Tや、100BASE-TX等によるイントラネット(企業内ネットワーク)や家庭内ネットワークなどのLANなども含まれる。

【0017】

Webサーバ2及び4及び広告コンテンツサーバ3は、WWW(World Wide Web)等のドキュメントシステムにおいて、HTML(HyperText Markup Language)ファイルや画像ファイル、音楽ファイルなどの情報送信を行うサーバコンピュータ或いはその機能を持ったソフトウェアであり、HTML文書や画像などの情報を蓄積しておき、ブラウザソフトなどのクライアントソフトウェアの要求に応じて、インターネット5を通じて、これらの情報を配信する。

10

【0018】

本実施形態では、図2に示すように、バナーB1又はバナーB2を含むWebページP1をWebサーバ2から配信し、バナーに関連づけられたリンク情報を辿って、リンク先であるWebサーバ4から配信される“クライアントHP”等のWebページP2に遷移する場合を例示する。このWebサーバ2から配信されるWebページP1内のバナーは、ユーザー端末1側に動画表示能力があるか否かに応じて、動画リンク用バナーB11(ホームページリンク用バナーB12を含む。)を表示するか、通常フラッシュバナーB2を表示するかが切り替えられるようになっている。

【0019】

20

なお、本実施形態において、WebページP1は、例えば、IDとパスワードによってアクセス制限がされ、IDとパスワードによってログインした後に表示される会員制のページであり、本実施形態では、WebページP1が表示されている時点で、アクセス者に対する認証処理が終了されており、Webサーバ側でユーザーの特定ができているものとする。また、WebページP2としては、クライアントHP(クライアントのオフィシャルサイト)に直接的にリンクされたページその他、例えば、インデックスページのようにクライアントHPや関連情報のリンク(URL)がリストのように記載されたページとすることもでき、このインデックスページでは、ユーザーの任意の操作により遷移先を選択可能としてもよい。

【0020】

30

そして、動画リンク用バナーB11が表示された場合には、それをクリックすることによって、広告コンテンツサーバ3から配信される動画データを含む広告コンテンツC1が、モニターに全画面表示で再生され、その再生の終了後クライアントホームページP2に遷移(ジャンプ)するようになっている。この動画リンク用バナーB11は、GIF等の静止画や、アニメーション等の動画表示ができ、クリックされることによって動画再生機能が起動され、広告コンテンツC1が再生される。

【0021】

すなわち、WebページP1には、バナーB1に関連づけられて、Webページ間を遷移するためのリンク情報(ここではリンク先であるクライアントホームページP2のURL)が記述されているとともに、バナーB11がクリックされることにより、Webページ間の遷移と、バナーに関連づけられた広告コンテンツC1の取得と、広告コンテンツC1の全画面再生とを処理するスクリプトが記述されており、このバナーB11をクリックすることにより、広告コンテンツC1の再生処理の実行後に、リンク先への遷移が行われる。

40

【0022】

なお、ホームページリンク用バナーB12をクリックした場合には、動画の再生は行われずに、直接クライアントホームページP2へ遷移する。一方、動画表示機能がないユーザー端末では、通常フラッシュバナーB2が表示されるが、この通常フラッシュバナーB2は、フラッシュなどの簡易的なアニメーションが表示可能な画像で構成され、クリックにより、直接クライアントホームページP2に遷移するようになっている。

【0023】

50

上記Webサーバ2は、図3に示すように、WebページP1を配信する機構として、HTMLファイルや画像ファイル等のWebコンテンツを蓄積しておくコンテンツデータベース21を備えており、このコンテンツデータベース21からHTMLファイル等をWebコンテンツ配信部23で読み出し、通信インターフェース24を通じて、インターネット5上に出送するようになっている。

【0024】

また、Webサーバ2は、上述したバナーを切り替える機構として、ユーザー端末1における動画再生手段の実行の可否を検知する実行環境検出部25と、実行環境検出部25による検出結果に応じて、バナーを差し替えるバナー変更部22とを備えている。

【0025】

実行環境検出部25は、動画プレーヤーアプリケーションの実行ファイルのファイル名が列挙されたリストを備えており、検出対象になっているユーザー端末1内のファイル検索を行い、リストに挙げられている実行ファイルのファイル名が見つからない場合には、動画実行が不可能と判定し、ファイル名が見つければ実行可能と判定する。この判定結果はバナー変更部22に出送される。

【0026】

バナー変更部22は、ユーザー端末1が動画を再生する機能を備えていないと判定されている場合には、上述したバナーB2を表示させるべくWebページP1内に記述されているバナーのファイル名、及び動画再生手段による動画再生を実行させるためのスクリプトの記述を削除する。この動画再生を実行するスクリプトの記述を削除することにより、動画再生手段による全画面再生が禁止される。一方、動画を再生する機能を備えていると判定された場合には、バナーB1を表示させるべくWebページP2内に記述されているバナーのファイル名を変更するとともに、スクリプトの変更は行わず、デフォルトのまま前記動画再生手段による全画面再生を指示する。

【0027】

上記広告コンテンツサーバ3は、図4に示すように、広告コンテンツC1を配信する機構として、動画ファイルを含むHTMLファイルや画像ファイル等の広告コンテンツC1を蓄積しておくコンテンツデータベース31を備えており、このコンテンツデータベース31から各種ファイルを広告コンテンツ配信部33で読み出し、通信インターフェース34を通じて、インターネット5上に出送するようになっている。なお、WebページP1へのログイン処理により、アクセス者であるユーザーを特定していることから、広告コンテンツ配信部33において、ユーザーの属性（年齢、性別、職業、住所など）に応じた広告コンテンツを選択するようにしてもよい。

【0028】

また、広告コンテンツサーバ3は、ユーザー端末1側での広告コンテンツの再生を規制する機構として、広告コンテンツを再生している間、ユーザー端末1側でユーザーコントロールを非表示とするための制御信号を送信するユーザーコントロール制御部37を備えている。このユーザーコントロール制御部37は、再生回数カウント部36が接続されており、各広告コンテンツについて、いずれのブラウザソフトで何回表示されたかに応じて、該広告コンテンツの再生を規制する。再生回数カウント部36は、各広告コンテンツの再生が終了する毎に、ユーザー毎の視聴回数を“1”増加させるように、コンテンツデータベース31のカウンターデータを更新するとともに、広告コンテンツの再生に際しては、この再生に係るコンテンツのカウンターデータを読み出し、カウンターデータの値をユーザーコントロール制御部37及び広告コンテンツ配信部33に出力し、広告コンテンツの配信動作を規制させる。

【0029】

広告コンテンツ再生の規制としては、例えば、動画再生動作の停止やスキップ、早送りなどの処理そのものを禁止するか、或いは、これらの処理を実行させるユーザーコントロールの表示・非表示を切り替えるなどが挙げられる。これらの機構により、例えば、各ユーザーに対する広告コンテンツを必要回数見せることができ、宣伝効果を十分に得ること

10

20

30

40

50

ができるとともに、同一のコンテンツが必要以上に繰り返し再生されることを制限することもできる。また、コンテンツの再生回数をユーザー毎に把握することにより、広告主に対する広告料の課金を詳細なものとする事ができる。

【0030】

また、このカウンターデータを利用して、WebページP1に表示されるバナー自体を差し替えたり、リンク先であるWebページP2を切り替えたり、全画面再生される動画データを変更したりしてもよい。なお、WebページP1へのログイン処理により、アクセス者であるユーザーを特定していることから、WebページP1内のバナーや、リンク先、動画データの変更に際し、ユーザーの属性(年齢、性別、職業、住所など)に応じて選択するようにしてもよい。また、上記カウンターデータを利用することにより、CMである動画を見たか否か、或いは何回見たかに応じて、WebページP1に表示されるバナーやリンク先を追加して、CM動画の視聴に対するインセンティブを高めるようにしてもよい。

10

【0031】

さらに、広告コンテンツサーバ3は、コンテンツデータベース31に、同一内容の広告コンテンツについて複数種のファイルサイズのデータを蓄積しており、ユーザー端末1側の通信能力に応じて、配信に係る広告コンテンツのサイズを選択する機構を備えている。

【0032】

具体的には、ユーザー端末1が接続されている回線速度を測定する回線速度測定部35と、回線速度測定部35による測定結果に応じて、コンテンツデータベース31内の広告コンテンツのサイズを選択・変更するファイルサイズ変更部32とを備えており、ユーザー端末1が接続されている回線速度を測定し、その測定結果に応じて広告コンテンツのサイズを選択する。

20

【0033】

この回線速度測定部35は、例えば所定サイズのファイルをユーザー端末1に送信し、その所要時間を測定することにより、当該ユーザー端末1が接続されている通信回線の通信速度を測定する。ファイルサイズ変更部32は、その通信回線の速度に応じて、配信可能なファイルサイズを決定し、この決定に従って広告コンテンツ配信部33は、所定の広告コンテンツの動画ファイルをコンテンツデータベース31から読み出し、通信I/F34を通じて送信する。

【0034】

ユーザー端末1は、インターネット5に接続され、インターネット5上からHTMLなどのWebページのデータを受信してモニター1aに表示させるブラウザソフトを実行可能な情報処理装置である。このユーザー端末1としては、CPUを備えた演算処理機能を備えた情報処理装置であれば、パーソナルコンピュータ等の汎用コンピュータや、機能を特化させた専用装置により実現することができ、モバイルコンピュータやPDA(Personal Digital Assistance)、携帯電話機が含まれる。

30

【0035】

また、ユーザー端末1は、広告システムに係るモジュールとして、図5に示すように、通信インターフェース11と、アプリケーション実行部14と、外部出力インターフェース13と、操作信号受信部12とを備えている。

40

【0036】

通信インターフェース11は、インターネット5に接続するための装置であり、電話回線に接続する際にデジタルデータと音声信号との相互変換を行うモデム等の変復調装置や、ADSL回線に接続する際にADSL信号とLAN回線との相互変換を行うADSLモデム等の信号変換機、ISDN回線に接続するために必要となるDSUやターミナルアダプタ等の装置が含まれる。

【0037】

アプリケーション実行部14は、CPU上でプログラムを実行するためのモジュールであり、このアプリケーション実行部14でプログラムを実行することによって、ブラウザ部14aや、動画再生部14b、ユーザーコントロール表示部14cがCPU上に仮想的

50

に構築される。

【0038】

ブラウザ部14aは、ブラウザソフトを実行することによって構築され、Webページを閲覧するためのモジュールであり、インターネット5からHTML(HyperText Markup Language)ファイルや画像ファイル、音楽ファイルなどをダウンロードし、レイアウトを解析して表示・再生する。フォームを使用してユーザーがデータをWebサーバに送信したり、JavaScriptやFlash、及びJava(登録商標)などで記述されたアプリケーションソフトを動作させたりすることも可能である。また、

動画再生部14bは、動画データを再生するアプリケーションであり、再生表示モードを切り替えることにより、モニター1aの全画面に動画データを再生表示させる全画面モードと、画面上に区画形成されたウィンドウ内で再生表示させるコンパクトモードとを切り替える表示モード切り替え機能を備えており、この表示モードの変更操作は、画面内のユーザーコントロールにより行えるようになっている。

10

【0039】

ユーザーコントロール表示部14cは、上記動画再生部14bに備えられた機能であり、動画再生部14bにおける動画再生に関する操作を行うためのGUI(Graphical User Interface)の表示を制御するモジュールである。ユーザーコントロール表示部14cは、広告コンテンツを再生している間、動画再生部14bの動作を制御するユーザーコントロールを非表示とする機能を備えている。

【0040】

外部出力インターフェース13は、モニター1aやスピーカー等の出力デバイスから映像や音声を出力するために映像信号や音声信号を送出するモジュールであり、アプリケーション実行部14で実行されるアプリケーションソフトに関する映像や音声を出力することができる。操作信号受信部12は、マウス1bやキーボード等の操作デバイスから操作信号を受信するモジュールであり、受信された操作信号は、アプリケーション実行部14に入力され、各アプリケーションの操作を行うことができる。

20

【0041】

(広告方法)

以上の構成を有する広告システムを動作させることによって、本発明の広告方法を実施することができる。図6は、本実施形態に係る広告システムの動作を示すフローチャート図である。

30

【0042】

同図に示すとおり、先ず、ユーザー端末1からWebサーバ2にアクセスし、ブラウザ部14aによりWebページP1の閲覧を開始すると、Webサーバ2の実行環境検出部25において、動画再生手段が実行できる環境であるか否かを判断する(S102)。具体的には、実行環境検出部25により、検出対象になっているユーザー端末1内のファイル検索を行い、動画再生アプリケーションのリストに挙げられている実行ファイルのファイル名が見つからない場合には、動画実行が不可能と判定し(ステップS102における“N”)、ファイル名が見つければ実行可能と判定する(ステップS102における“Y”)。

【0043】

ステップS102において、ユーザー端末1が動画を再生する機能を備えていないと判定されている場合(ステップS102における“N”)には、上述した通常フラッシュのパナーB2を含むWebページを表示させる(S116及びS117)。具体的には、パナー変更部22により、WebページP1内に記述されているパナーのファイル名、及び動画再生手段による動画再生を実行させるためのスクリプトの記述を削除する。この動画再生を実行するスクリプトの記述を削除することにより、動画再生手段による全画面再生が禁止される。従って、このパナーB2をクリックすることにより(S118)、動画が再生されることなく、直接クライアントホームページP2に遷移する(S113及びS114)。

40

【0044】

50

一方、ステップ S 1 0 2 において、動画を再生する機能を備えていると判定された場合（ステップ S 1 0 2 における“ Y ”）には、バナー B 1 を含む Web ページを表示させる（ S 1 0 3 及び S 1 0 4 ）。具体的には、バナー変更部 2 2 により、Web ページ P 1 内に記述されているバナーのファイル名を変更するとともに、スクリプトの変更は行わず、デフォルトのまま前記動画再生手段による全画面再生を指示する。

【 0 0 4 5 】

そして、バナー B 1 1 がクリックされると（ S 1 0 5 ）、広告コンテンツサーバ 3 の再生回数カウント部 3 6 により、再生に係る広告コンテンツについて、いずれのブラウザソフトで何回表示されたかを照合し、表示回数に応じて、広告コンテンツの再生を規制する（ S 1 0 6 ）。ここでは、一回も再生されていないか、既に再生済みかに応じて、広告コンテンツの再生処理をスキップするか否かを判断する。既に再生済みであれば（ステップ S 1 0 6 における“ Y ”）、動画が再生がスキップされ（ S 1 1 5 ）、動画が再生されることなく、直接クライアントホームページ P 2 に遷移する（ S 1 1 3 及び S 1 1 4 ）。

10

【 0 0 4 6 】

一方、クリックされたバナーに係る広告コンテンツが未だ再生されたことがないときには（ステップ S 1 0 6 における“ N ”）、ユーザー端末 1 側の通信能力に応じて、配信に係る広告コンテンツのサイズを選択する。具体的には、回線速度測定部 3 5 によって、ユーザー端末 1 が接続されている回線速度を測定し（ S 1 0 7 ）、回線速度測定部 3 5 による測定結果に応じて、ファイルサイズ変更部 3 2 によって、コンテンツデータベース 3 1 内の広告コンテンツのサイズを選択・変更する（ S 1 0 8 ）。この選択に従って広告コンテンツ配信部 3 3 は、所定の広告コンテンツの動画ファイルをコンテンツデータベース 3 1 から読み出し、通信 I / F 3 4 を通じて送信する。

20

【 0 0 4 7 】

次いで、ユーザー端末 1 側では、バナーに関連づけられた広告コンテンツ C 1 が取得され、広告コンテンツ C 1 の全画面再生が実行される（ S 1 0 9 ）。広告コンテンツ C 1 の全画面再生が実行されている間、本実施形態では、ユーザー端末 1 側でユーザーコントロールを非表示とする（ S 1 1 0 ）。これにより、動画再生動作の停止やスキップ、早送りなどが禁止される。

【 0 0 4 8 】

その後、各広告コンテンツの再生が終了すると、再生回数カウント部 3 6 により、ユーザー毎の視聴回数を“ 1 ”増加させるように、コンテンツデータベース 3 1 のカウンターデータを更新する再生済み処理を実行する（ S 1 1 2 ）。そして、この再生済み処理が完了された後、クライアントホームページ P 2 に遷移する（ S 1 1 3 及び S 1 1 4 ）。

30

【 0 0 4 9 】

（作用・効果）

このような本実施形態によれば、Web が元来有するインタラクティブな機能を活用し、バナーを通じて宣伝広告を行えるとともに、Web ページ間の遷移によりユーザーをリンク先（クライアントホームページ P 2 ）に誘導するなど、インターネットが持つ媒体特性を最大限に生かしたプロモーションが可能となる。特に、本実施形態では、Web ページ間の遷移に際し、バナー B 1 1 に関連づけられた広告コンテンツ C 1 の動画データを、ユーザー端末 1 のモニター 1 a の全画面に再生表示させるため、表示されたコンテンツのインパクトを大きくすることができ、宣伝効果を高めることができる。

40

【 0 0 5 0 】

また、上記実施形態では、広告コンテンツを再生している間、ユーザーコントロールを非表示とすることにより、広告コンテンツの再生が中止されたりスキップされたりするのを防止することができ、広告コンテンツによるプロモーションを完遂することができる。

【 0 0 5 1 】

さらに、上記実施形態では、広告コンテンツサーバが、再生回数カウント部 3 6 によって、各広告コンテンツについて、いずれのブラウザソフトで何回表示されたかをカウントし記録しておき、ユーザー端末 1 において、動画再生手段の実行に際し、配信に係る広告

50

コンテンツのカウントに応じて、広告コンテンツの再生を規制するため、各ユーザーに対する広告コンテンツの再生回数を規定することができ、宣伝効果を十分に得ることができるとともに、同一のコンテンツが必要以上に繰り返し再生されることを制限することもできる。

【 0 0 5 2 】

上記実施形態では、ユーザー端末 1 側の通信回線の通信速度を測定し、その通信環境に即したサイズの広告コンテンツを配信するため、広告コンテンツの再生が滞らないようにすることができ、通信遅延により宣伝効果が低減されるのを回避することができる。

【 0 0 5 3 】

また、上記実施形態においてWebサーバは、ユーザー端末における動画再生手段の実行の可否に応じてバナーを差し替え、広告表示に際しての全画面再生を禁止するため、ユーザー端末側に動画を再生する機能が備えられていないときに、動画の再生処理が無理に実行されるのを防止することができる。特に、バナーが表示される時点で、バナーの表示内容を切り替えることから、動画再生に替えて他の広告コンテンツを表示させることができ、動画再生ができない環境のユーザーが、動画が再生されると誤解するのを防止することもできる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 5 4 】

【 図 1 】 実施形態に係る広告システムの全体構成を示す概念図である。

【 図 2 】 実施形態に係る広告方法の概要を示す概念図である。

【 図 3 】 実施形態に係る広告システムのWebサーバの内部構成を示すブロック図である。

【 図 4 】 実施形態に係るのWebサーバの内部構成を示すブロック図である。

【 図 5 】 実施形態に係るのWebサーバの内部構成を示すブロック図である。

【 図 6 】 実施形態に係る広告システムの動作を示すフローチャート図である。

【 符号の説明 】

【 0 0 5 5 】

B 1 1 ... 動画リンク用バナー

B 1 2 ... ホームページリンク用バナー

B 2 ... 通常フラッシュバナー

C 1 ... 広告コンテンツ

P 1 ... Webページ (バナー表示)

P 2 ... Webページ (クライアント H P 又はインデックスページ)

1 ... ユーザー端末

1 a ... モニター

1 b ... マウス

2 ... Webサーバ (バナー表示)

3 ... 広告コンテンツサーバ

4 ... Webサーバ (クライアント H P 又はインデックスページ)

5 ... インターネット

1 1 ... 通信インターフェース

1 2 ... 操作信号受信部

1 3 ... 外部出力インターフェース

1 4 ... アプリケーション実行部

1 4 a ... ブラウザ部

1 4 b ... 動画再生部

1 4 c ... ユーザーコントロール表示部

2 1 ... コンテンツデータベース

2 2 ... バナー変更部

2 3 ... Webコンテンツ配信部

2 4 ... 通信インターフェース

10

20

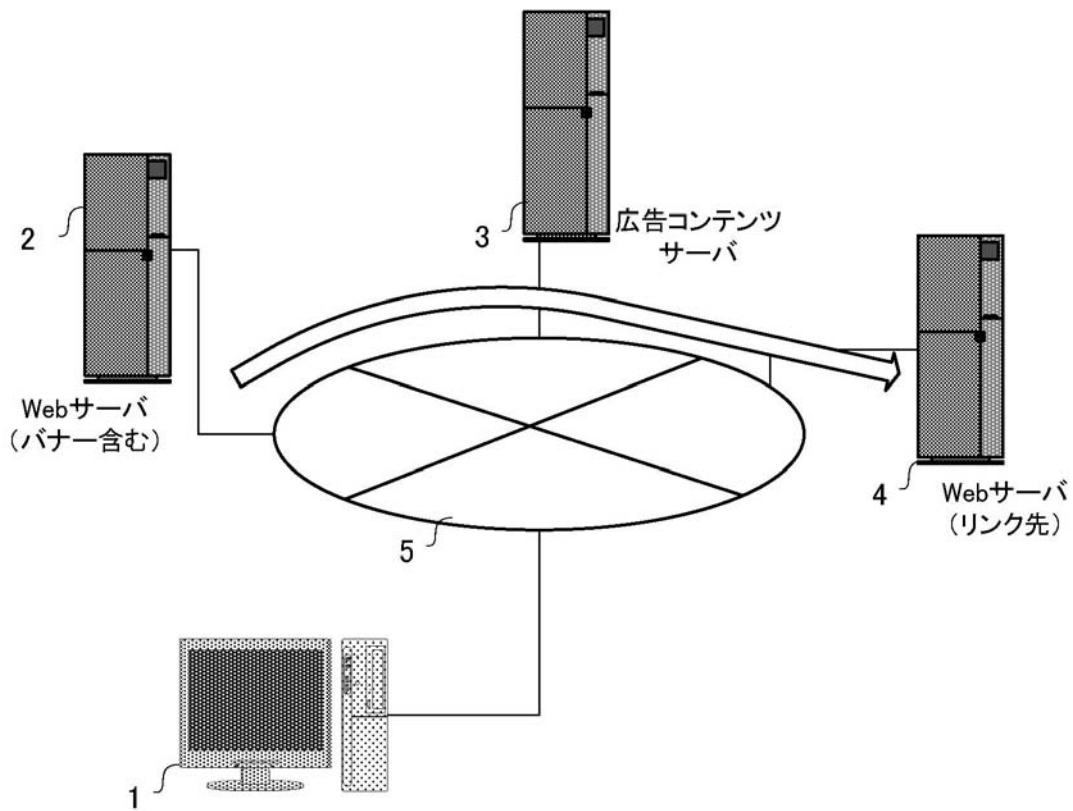
30

40

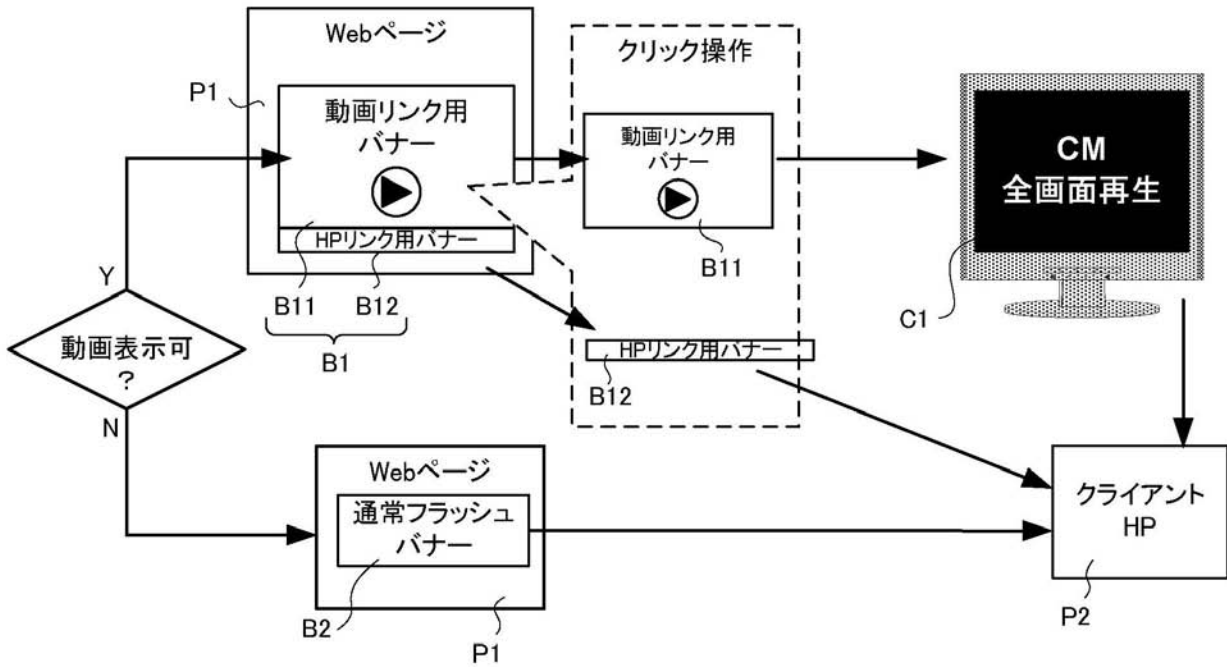
50

- 2 5 ... 実行環境検出部
- 3 1 ... コンテンツデータベース
- 3 2 ... ファイルサイズ変更部
- 3 3 ... 広告コンテンツ配信部
- 3 4 ... 通信インターフェース
- 3 5 ... 回線速度測定部
- 3 6 ... 再生回数カウント部
- 3 7 ... ユーザーコントロール制御部

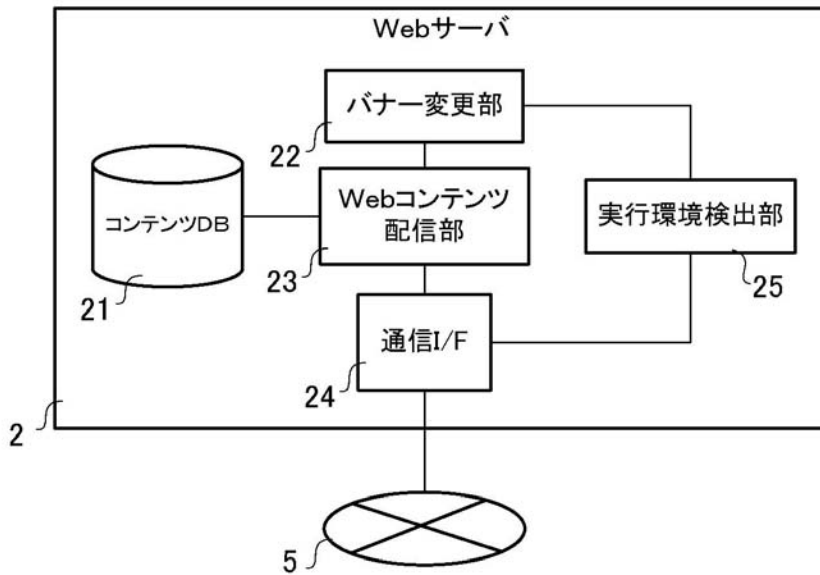
【 図 1 】



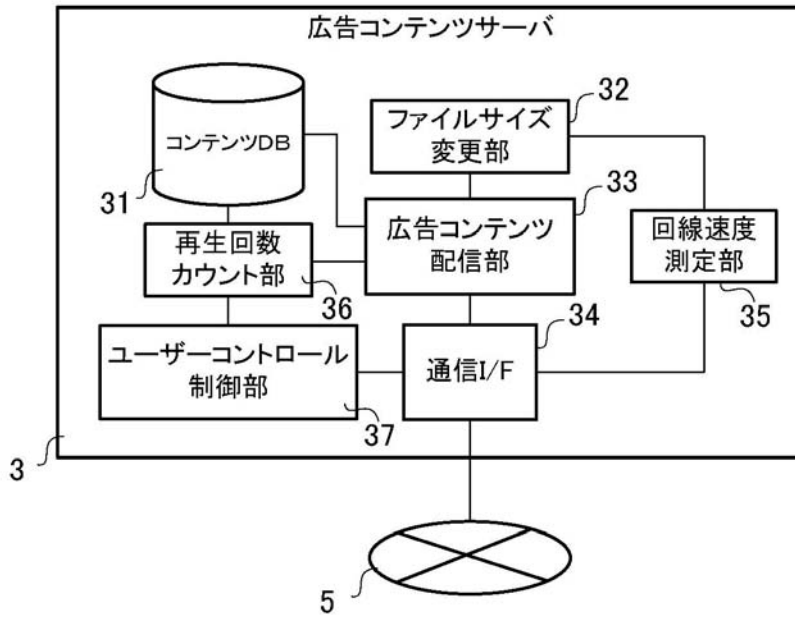
【 図 2 】



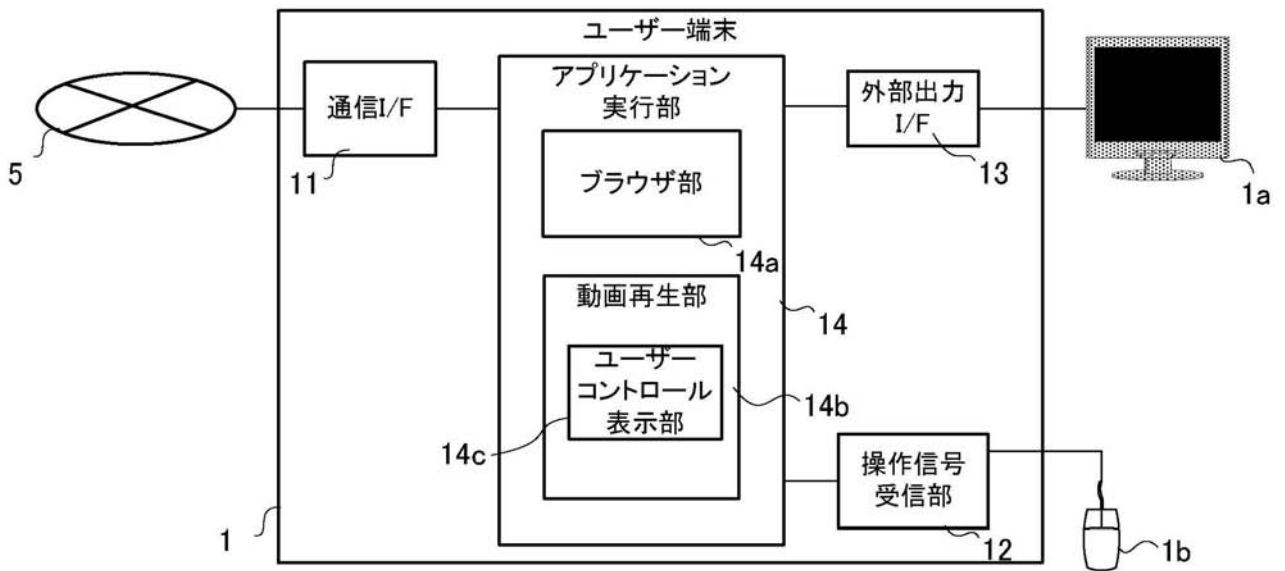
【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】

